

国民健康保険業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 国民健康保険税(料)の所得割額算定の基礎となった所得情報は、一般的に個人住民税業務のデータを利用するが、国民健康保険業務単独の所得情報も存在するため、国民健康保険業務のデータとして移行する。また、資産割額算定の基礎となった固定資産税情報についても、同様に国民健康保険業務のデータとして移行する。
- 国民健康保険業務の固有となる世帯構成員、送付先、納付管理人の情報は、移行対象とする。

【データ移行の留意事項】

- 移行元システムにおいて、住基と資格、資格と賦課の整合性が確保されていること。
- 移行元システムにおいて、資格とレセプト情報の整合性が確保されていること。
- 2号介護保険適用除外者のデータは、該当件数が少ないため、移行先システムで手入力するものとする。
- 資格異動履歴情報の移行対象範囲、賦課情報の移行対象年度については適用団体によって考え方が異なるため、移行時に、新旧システム間の協議により決定する。
- 適用団体によって徴収番号、期別の扱いが異なるため、移行時にルールを定めて移行を行う。
- 国保連合会(年金保険者)と市町村間の以下の連携ファイル(※注)は、最低でも過去1年間分を保持していること。
※注) 特別徴収依頼情報ファイル、特別徴収各種異動情報ファイル、特別徴収対象者情報ファイル、特別徴収依頼処理結果情報ファイル、特別徴収結果情報ファイル
- 以下の連携ファイル(※注)は、国保連合会への高額療養費委託有無により自治体側での管理要否が変わる情報であるため、必要な場合は、移行時に国保情報集約システムより入手するものとする。
※注) 転居に伴う負担限度額特例世帯情報、転居月75歳到達時特例対象者情報、高額該当引継情報